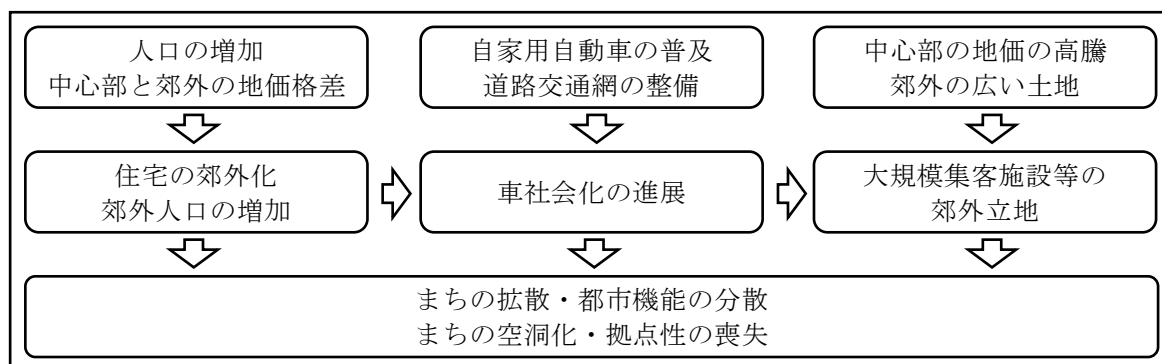


特定大規模集客施設の立地誘導地域への
立地の誘導等に関する基本的な方針（抜粋）

○ コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向

■ まちづくりをめぐる課題とその背景



■ まちの抱える課題

(イ) 社会資本整備の非効率化と維持費の増加

まちの拡散に合わせて社会資本ストックも年々増加し、その維持管理費用も今後増加する見込みです。

(ロ) 自動車依存の増大

公共交通機関の利便性の低い地域では、車の運転に不安を持つ高齢者もやむを得ず車を運転せざるを得ない状況にもあり、地域の移動手段としての公共交通機関の重要性はますます高まっています。

(ハ) まちの個性の喪失

まちの空洞化に伴い伝統や文化が失われ、また一方で、それぞれのまちの多様性が失われ画一化されていったことは、まちの個性や魅力を失うことにほかならず、大きな損失となっており、そのことはまちに住む人々の愛着や誇りの喪失につながっています。

(ニ) 地域の社会的機能の低下

まちの空洞化は、高齢化と相まって地域活動の担い手を減少させ、地域コミュニティを維持することが困難になってきています。

(ホ) 環境負荷の増大

郊外における開発は、農地や森林を改変してしまう場合もあり、良好な自然的環境が失われてしまう事例も見受けられます。

■ コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向

県は、まちづくりをめぐる課題への対応として、まちづくり三法の趣旨に沿ってコンパクトで活力あるまちづくりに関する7つの基本的な方向を定めます。

(イ) 集約型のまちづくり（拡大志向からの転換）
(ロ) 社会資本の有効活用（行政コストの低減）
(ハ) 歩いて暮らせるまちづくり（都市機能の集積）
(ニ) だれもが移動しやすい交通サービス（地域交通ネットワークの整備）
(ホ) 個性と活力のあるまちづくり（地域固有の価値の維持・再生）
(ヘ) 住民参加・協働のまちづくり（地域の社会的機能の増進）
(ト) 環境にやさしいまちづくり（環境への負荷の低減）

(イ) 集約型のまちづくり（拡大志向からの転換）

人口減少社会が到来し、一層の高齢化が予測されるなか、持続可能なまちづくりのためには、郊外人口の増加や都市機能の分散など、拡大型・拡散型の都市構造へ向かう流れにブレーキをかけ、まちの中での土地の高度利用や低未利用地の有効活用促進により、良好な市街地の形成と再生が計画的に図られるような集約型のまちづくりに転換する必要があります。

(ロ) 社会資本の有効活用（行政コストの低減）

今後、税収の減少に加え、社会保障関係経費等の支出の増加が想定されるなかで、健全な行政運営を維持するためには、可能な限り新たな行政コストの発生を抑制するとともに、上下水道、道路などの既存の社会資本の維持補修等の長寿命化により有効活用を行い、行政コストの低減を図る必要があります。

(ハ) 歩いて暮らせるまちづくり（都市機能の集積）

拠点として期待されているまちにおいて、適切な密度を保ちながら一定の範囲内に都市機能の集積を進めるとともに、徒歩や自転車による移動が容易な、高齢者をはじめだれもが暮らしやすい環境を整えなければなりません。

なお、まちの規模によっては、必要な機能を一都市で持つのは困難であるため、生活に身近な機能についてはそれぞれのまちに、より高次の機能については拠点都市に配置するなど、複数の都市間での連携を前提としたネットワーク型の地域構造を視野に入れて、都市機能の集積を進める必要があります。

(二) だれもが移動しやすい交通サービス（地域交通ネットワークの整備）

一般家庭への自動車の普及は目覚ましく、自動車利用を前提とした暮らしが定着していますが、地域に住むだれもが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、安定した交通手段の確保が不可欠です。

だれもが、必要な都市機能へのアクセシビリティを確保できるよう、郊外からまちなかへの、あるいは、機能を分担する都市同士での、過度に自動車に依存しない、それぞれの地域の実情に即した交通サービスの維持や充実が必要です。

(ホ) 個性と活力のあるまちづくり（地域固有の価値の維持・再生）

まちの活力を維持・再生するためには、そこで暮らす人々の活力が重要です。

人々がそのまちに愛着と誇りをもってまちのために活動していくためには、独自の伝統や文化、街並みを守り生かすことによって、そのまちの魅力を高めることが重要です。

また、そのまちの魅力の向上や個性的な地域づくりは、その地域のにぎわいの創出にも大きく貢献します。

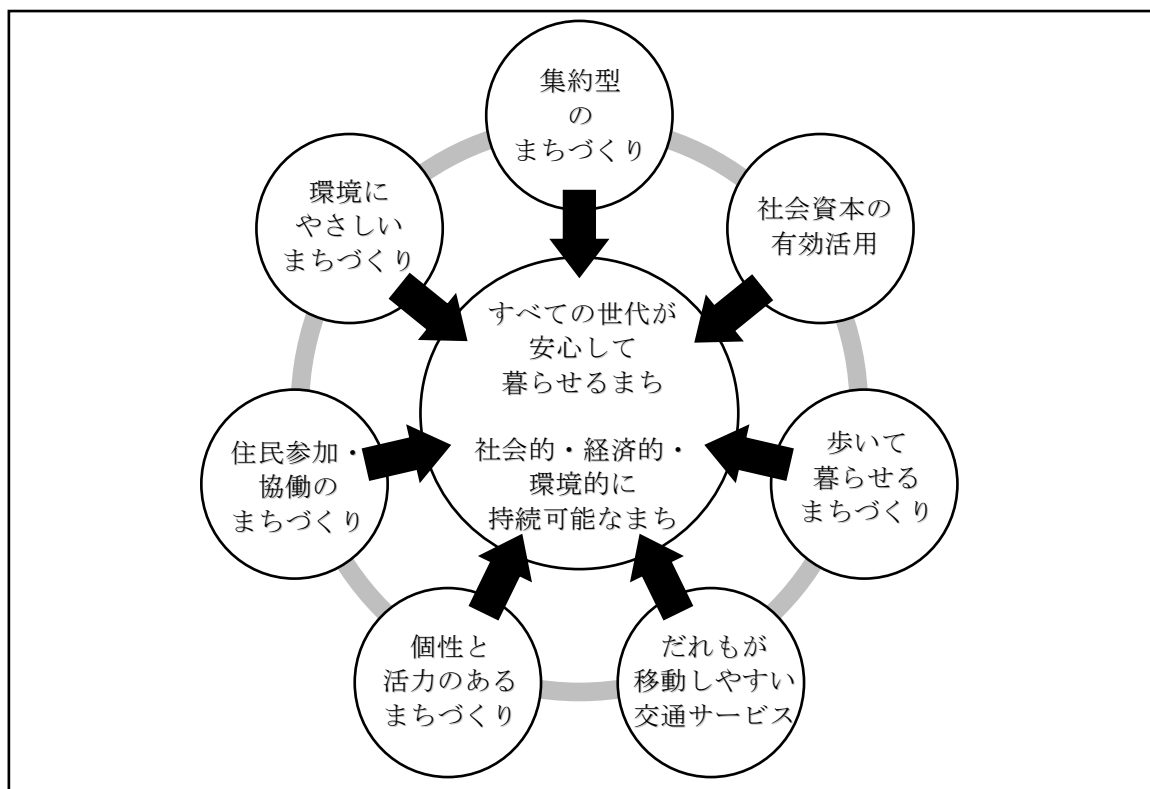
(ヘ) 住民参加・協働のまちづくり（地域の社会的機能の増進）

社会・経済を取り巻く状況が厳しさを増すなか、一方で住民ニーズが多様化・高度化しており、だれもが安心して住み続けられる環境を確保するためには、地域を支えるコミュニティの維持・活性化に努めるだけではなく、地域住民や行政、さらには NPO や企業といったまちに集うすべての者が相互に連携・協働し、地域の社会的機能の増進を図りながらまちづくりを行っていくことが必要です。

(ト) 環境にやさしいまちづくり（環境への負荷の低減）

良好な環境の中で生活することは、住民のだれもが望んでいることであり、その要請に応えるためには、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用を促進するとともに、開発による環境負荷を最小限に抑えるようなまちづくりを行うことが必要です。

コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向と目指すべき目標（イメージ）



■ コンパクトで活力あるまちづくりの推進の観点から考慮すべき事項

市町村の長からの申請に基づく立地誘導除外地域・立地誘導地域の指定や特定大規模集客施設の新設又は変更の届出があった場合、意見の有無等を判断する際には、それぞれの手続に応じて、コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向を基にして定めた以下に掲げる事項を総合的に考慮します。

特定大規模集客施設の新設（変更）の届出の際の考慮事項

（イ）立地市町村の長及び住民等の意見

条例第 11 条第 3 項各号に規定する事項を勘案して述べられた立地市町村の長及び住民等の意見の内容

（ロ）立地市町村以外の市町村の長及び住民等の意見

条例第 11 条第 4 項各号に規定する事項を勘案して述べられた立地市町村以外の市町村の長及び住民等の意見の内容

（ハ）届出の内容と基本方針及び県の土地利用関係計画との適合

届出の内容と基本方針及び都市計画区域マスタープラン等との整合性

（ニ）届出の内容と立地市町村の土地利用関係計画との適合

届出の内容と市町村総合計画や市町村都市計画マスタープラン等との整合性

（ホ）集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）における土地利用関係計画の推進に及ぼす影響

（ヘ）公共交通機関の状況及び当該特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況

公共交通機関等によるアクセスの利便性等

（ト）地域貢献活動の概要

（チ）周辺の自然環境の状況

自然環境の保全への影響の有無等

（リ）社会資本等の集積状況

道路等の追加的な社会資本整備の必要性の有無と都市機能の集積状況

（ヌ）その他知事が必要と認める事項